## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	<ul><li>知事</li></ul>	市区町村長等	
2. 都道府県名	香川県		
3. 市区町村名	さぬき市		
4. 届出番号	8		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/information/social_security_tax_number_syst		

執行機関名 さぬき市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの(日常生活用 具給付事業)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律 第百二十三号)第1条	さぬき市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年告示第128号)第1条
②車数の無ビマル目的	人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことがで	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の規定に基づき、重度かつ在宅の <u>障害者又は障害児</u> (以下「障害者等」という。)に対する日常生活用具(以下「用具」という。)の給付について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		さぬき市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年告示第128号)